

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案の概要

現下の経済情勢を踏まえつつ電気通信基盤の整備の促進を引き続き行っていくため、電気通信基盤充実臨時措置法の廃止期限を延長するとともに、高度通信施設整備事業を見直すほか、独立行政法人情報通信研究機構が行う利子助成業務を廃止する。

改正概要

1. 廃止期限の延長

原始附則第2条に規定する廃止期限を平成23年5月31日から平成28年5月31日に5年間延長する。

(注)本法は、平成13年と平成18年にもそれぞれ5年間延長。

2. 高度通信施設の対象拡大

光ファイバの利用を促進するため、本法による整備促進措置の対象である高度通信施設について、デジタル方式による動画像を送信する役務の提供が可能な電気通信設備(高度な通信教育、遠隔医療等に用いられる設備)を追加する。

(注)整備促進措置の対象施設は以下の3つ。

- ・高度通信施設
- ・信頼性向上施設
- ・高度有線テレビジョン放送施設

3. 独立行政法人情報通信研究機構による利子助成業務の廃止

独立行政法人情報通信研究機構が認定計画に係る施設整備事業を支援するために行う利子助成業務について、その必要性、有効性が低下していること等にかんがみ廃止する。

施行期日

公布の日から3ヶ月以内の政令で定める日。ただし、1. については、公布の日。